

市第72号議案

当せん金付証票発売の限度額

当せん金付証票を発売できる限度額を次のように定める。

令和 5 年12月 7 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

- 1 発 売 年 度 令和 6 年度
- 2 発売限度額 31,000,000,000円

提 案 理 由

令和 6 年度における公共事業等の費用の財源に充てるため、当せん金付証票を発売するについて、その限度額を定める必要があるもので、当せん金付証票法第 4 条第 1 項の規定により提案する。

参 考

当 せ ん 金 付 証 票 法 （ 抜 粹 ）

（ 都 道 府 県 等 の 当 せ ん 金 付 証 票 の 発 売 ）

第 4 条 都 道 府 県 並 び に 地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 252 条 の 19 第 1 項 の 指 定 都 市 及 び 地 方 財 政 法 （ 昭 和 23 年 法 律 第 109 号 ） 第 32 条 の 規 定 に よ り 戦 災 に よ る 財 政 上 の 特 別 の 必 要 を 勘 案 し て 総 務 大 臣 が 指 定 す る 市 （ 以 下 こ れ ら の 市 を 特 定 市 と い う 。 ） は 、 同 条 に 規 定 す る 公 共 事 業 そ の 他 公 益 の 増 進 を 目 的 と す る 事 業 で 地 方 行 政 の 運 営 上 緊 急 に 推 進 す る 必 要 が あ る も の と し て 総 務 省 令 で 定 め る 事 業 （ 次 項 及 び 第 6 条 第 3 項 に お い て 「 公 共 事 業 等 」 と い う 。 ） の 費 用 の 財 源 に 充 て る た め 必 要 が あ る と 認 め た と き は 、 都 道 府 県 及 び 特 定 市 の 議 会 が 議 決 し た 金 額 の 範 囲 内 に お い て 、 こ の 法 律 の 定 め る と こ ろ に 従 い 、 総 務 大 臣 の 許 可 を 受 け て 、 当 せ ん 金 付 証 票 を 発 売 す る こ と が で き る 。

（ 第 2 項 から 第 4 項 ま で 省 略 ）